平成２６年（フ）第１９５号
佐賀県小城市三日月町長神田2190番地21
債務者　川原田輝行
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
佐賀市大和町大字池上3433番地
債務者　ホワイト急便尼寺店こと　村岡　久子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６１号
大分県別府市野口中町８番21号　レオパレスピュアⅢ203号
債務者　筬島　　護
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６２号
大分市高松２丁目６番６号　セジュールＭＡＫＩ37番館103
債務者　横山　満幸
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８０号
宮崎県延岡市松原町２丁目２番地６、前住所宮崎県延岡市下伊形町5981番地４
債務者　津島　尚美
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第８１号
宮崎県日向市迎洋園２丁目126番地、前住所宮崎県日向市大字富高6942番地５
債務者　織田　美鈴
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第８２号
宮崎県日向市曽根町３丁目32番地　こすもすコーポＡ棟201号、前住所宮崎県日向市大字日知屋5500番地26
債務者　村田　　覚
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第４０１号
千葉県野田市清水15番地の10　プチメゾンボギー野田302号
債務者　若宮　　守
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４１６号
千葉県松戸市松戸1741番地　鳥海荘105号
債務者　櫻川　ヒサ
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４３５号
千葉県柏市松ケ崎117番地２　キャッスル・シーダ202号
債務者　澁谷　恭子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４３６号
千葉県松戸市馬橋500番地の４
債務者　佐々木千賀子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４３９号
千葉県松戸市古ケ崎４丁目3590番地の４
債務者　関和ゆかり
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４４４号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷８丁目５番62号　長浜ハイツ106
債務者　阿部千代子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４５０号
千葉県松戸市西馬橋相川町89番地　カーサ馬橋Ａ―101号
債務者　山下　房子（旧姓板口）
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７８号
石川県小松市向本折町ハ136番地　メゾンロマニア303号室、住民票上の住所埼玉県熊谷市別府５丁目158番地
債務者　小林　　登
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第４６号
福井県三方郡美浜町河原市第31号１番地の61公文田改良住宅１号
債務者　松本さとみ
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第１８５号
兵庫県伊丹市中野東２丁目275番地１　ヴィラソレアーダ中野Ｆ101号
債務者　高橋　真一
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係